

現金・通帳等のお預かり・ご返却の手続きについてのお知らせ

平素は尾西信用金庫に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当金庫では、お客様から現金、通帳、証書などをお預かりする際やご返却する際には、その受け渡しを明確に行うよう努めているところです。

お客様各位におかれましては、以下の点にご留意され、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- ◆ 当金庫の職員が、お客様から預金のお預け入れやお引出し、お振込み、個人年金保険等の金融商品ご購入などのご依頼を受け、現金、通帳、証書などをお預かりする際には、お預かりする出金伝票、申込書等につきましても、必ず当金庫所定の「受取書」または「預り証」（以下「受取書」といいます。）に明記し、それを発行することとしています。

また、当金庫所定の「受取書」以外（名刺やメモ等）でお預かりすることはございません。

- ◆ 「受取書」は、現金、通帳などに代わるものではありませんが、当金庫がそれらをお預かりした大切な証となりますので、「受取書」をお渡しした際には、記載内容に間違いがないかを十分ご確認いただきますようお願いいたします。

- ◆ 「受取書」は、当金庫の職員がお客様へ通帳、証書などをご返却する際に必要となりますので、大切に保管してください。

- ◆ 当金庫の職員が通帳や証書などをご返却する際には、金額に間違いがないかなどを十分ご確認願います。また、定期預金の解約などの場合には、「預金計算書」もお渡ししますので、必ずお受け取りください。

- ◆ 当金庫では、お預かりした通帳、証書などは、お取引終了後速やかにお客様にご返却するよう金庫内規定に定めております。万一、ご返却が遅れているような場合にはお取引店長にご連絡をお願いいたします。

上記の点などをはじめお取引に関してご不明な点がございましたら、下記窓口までお気軽にお申出ください。

【尾西信用金庫 業務推進部】

フリーダイヤル：0120-102-305

受付時間：当金庫営業日の午前9時～午後5時30分